

## 政策目標 9 交通安全の確保

陸・海・空の交通に関する安全を確保するため、事故やテロ等の未然防止と被害軽減が図られること

### (33) 海上における死亡・行方不明者を減少させる

海上においては、船舶による輸送活動、漁業活動、マリレジャー活動等が活発に行われており、これら活動に伴う海難や海中転落により、数多くの人命が失われている現状にある。このため、海上における死亡・行方不明者を減少させることが必要である。

**業績指標：海難及び船舶からの海中転落による 目標値：220人以下（平成22年）**  
**死亡・行方不明者数 B - 2 実績値：274人（平成18年）**  
**初期値：276人（平成17年）**

#### 業績指標 40：海難及び船舶からの海中転落による 死亡・行方不明者数

##### (指標の定義)

衝突・転覆等の海難に伴う死亡・行方不明者及び船舶からの海中転落による死亡・行方不明者の総数

##### (目標値設定の考え方)

過去のデータを用いて回帰分析を行うと、従来からの施策が継続された場合、平成22年は、死亡・行方不明者数が281人と試算される。さらに、救命胴衣の着用率の向上、海難救助体制の強化によるリスポンスタイムの短縮等により約60人低減させることとし、平成22年までに死亡・行方不明者数を220人とすることを目標とする。

##### (考えられる外部要因)

・ 小型船舶隻数の増減、台風に伴う海難及び外国船の海難による死亡・行方不明者数の増減

##### (他の関係主体)

なし

過去の実績値					(暦年)
H14	H15	H16	H17	H18	
321人	298人	317人	276人	274人	

## 主な施策

### 主な施策の概要

#### 海難情報等の早期入手

距岸20海里未満で発生した海難について発生から2時間以内に情報入手する割合が平成22年までに80%以上となることを目指す。

- ・ 自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、連絡手段の確保、118番の周知・徹底等）の指導・啓発
- ・ 漁業関係者に対する安全指導

#### ライフジャケットの着用率の向上

漁船及びプレジャーボート等に係るライフジャケットの着用率については、平成22年までに50%以上となることを目指す。

- ・ 自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、連絡手段の確保、118番の周知・徹底等）の指導・啓発
- ・ ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリーナ等の拡充及び地域拠点化の展開
- ・ ライフジャケット着用義務違反に対する指導・取締

- ・ ライフジャケット着用措置の関する規制のあり方の検討

#### 救助・救急体制の充実

- ・ ヘリコプターの高速性等を活用した救助体制の充実強化
- ・ 携帯電話からの118番架電位置通報情報受付体制の整備
- ・ 海浜事故対策の充実強化
- ・ 民間救助組織等との連携強化
- ・ GMDSS機器（\*1）の適正使用の指導・啓発
- ・ 精度の高い漂流予測の活用
- ・ JASREP船（\*2）の活用
- ・ ボランティア団体等との連携

\*1 GMDSS機器：海上における遭難および安全の世界的制度で、SOLAS条約に基づく人工衛星を利用した海上安全通信システム

\*2 JASREP：参加船艇から提供された位置情報等をコンピューターで管理し24時間ごとの通報を遅延した船舶に対しては、海上保安庁から連絡を取り船舶の安否を確認することにより、航海中の船舶の安全を確認するとともに、海難が発生した場合には通報された情報から当庁勢力及び付近参加船舶の協力を得ることにより迅速かつ効果的な捜索救助活動を可能とする制度

## 測定・評価結果

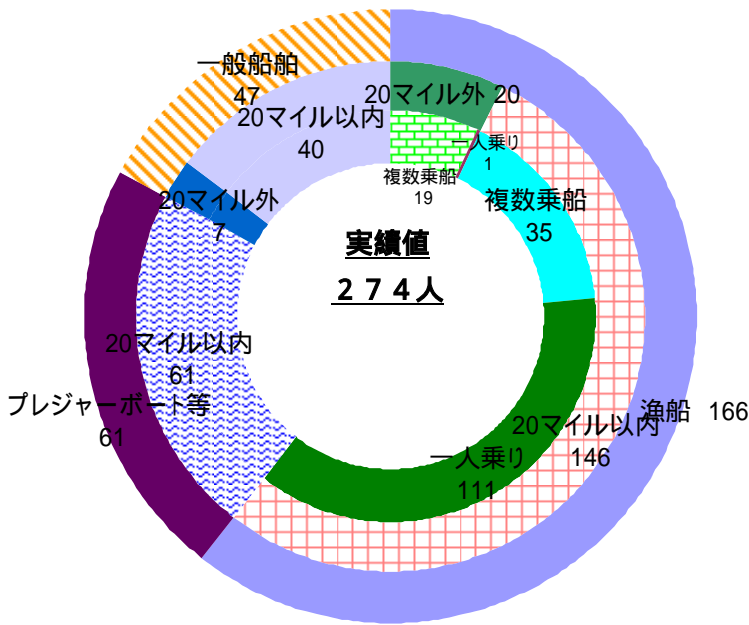
### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ・ 平成18年の実績値は274人であり、平成17年に比べ2人減少であり、目標は未達成であった。
- ・ 実績値274人のうち漁船にかかるものが166人と全体の6割以上を占めており、特に、一人乗り漁船が111人と漁船の中で半数以上を占めている。
- ・ 2時間以内の情報入手割合は72%であった。
- ・ プレジャーボート等海難及びプレジャーボート等からの海中転落により海に投げ出された者のライフジャケット着用率は52%であった。
- ・ 漁船海難及び漁船からの海中転落により海に投げ出された者のライフジャケット着用率は31%であった。
- ・ 一般船舶（\*3）海難及び一般船舶からの海中転落により海に投げ出された者のライフジャケット着用率は45%であった。

\*3 一般船舶：貨物船、タンカー、旅客船、遊漁船、曳船、台船、作業船等

**平成18年海難及び船舶からの海中転落による  
死者・行方不明者数調べ**



**(施策の実施状況)**

- 平成18年度には、事故情報の早期入手、救助勢力の早期投入及びライフジャケット着用、救助救急体制の充実の推進等として、
- 自己救命策確保を推進する各種キャンペーンをあらゆる機会を通じ実施
  - 広報媒体を活用した集中的な周知・啓発の実施
  - 漁船海難は、秋から冬にかけて多発する傾向にあるため、9月21日から30日までを「漁船海難防止強化旬間」に設定する等、漁業関係者に対する安全指導・啓発活動を実施
  - 関係省庁・地方自治体等と連携した安全指導・啓発活動の推進
  - 小中学生等若年齢層に対する事故防止のための安全指導の実施
  - ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリナー等のフォローアップ及び地域拠点化の展開：490カ所（平成17年末）から567カ所（平成18年末現在）に増加
  - ヘリコプターの高速性等を活用した人命救助体制の充実強化を図るため、函館及び福岡航空基地に機動救難士を配置
  - 搜索救助勢力を有する関係機関等との連携強化
  - 民間救助組織の育成（水難救済会、BANの活動支援）
  - JASREP参加促進運動を全国的に展開するとともに、JASREP通報実績優秀船舶の顕彰を実施：JASREP参加隻数2,486隻（平成17年末）から2,654隻（平成18年末）に増加
  - ライフジャケットの着用措置に関する規制のあり方を検討した結果、海中転落による死者・行方不明者数が依然として減少傾向にない小型漁船の乗船者に対して着用義務範囲を拡大（平成19年3月公布、平成20年4月施行）

**課題の特定と今後の取組の方向性**

**(課題の特定)**

- 平成18年度の死者・行方不明者数は、平成17年より2名減少しているものの、目標は未達成であることからB-2と評価した。
- 海難情報を早期に入手する割合は、平成17年と比較すると減少しており、特に漁船から海難情報を2時間以内に入手する割合が全体の約6割と低いため、救助率に大きな影響を与える海難情報を早期に入手する割合をより一層増加させる必要がある。
- ライフジャケットの着用率は、平成17年と比較すると若干増加しているが、平成18年の死者・行方不明者の約6割を占める漁船については、漁船海難及び漁船からの海中転落により海に投げ出された者のライフジャケット着用率は3.1%であった。  
漁船海難及び漁船からの海中転落により海に投げ出された者のうち、ライフジャケット着用者の生存率は90%、未着用者の生存率は47%であり、ライフジャケットの着用は、死者・行方不明者数の減少のための有効な施策と考えられることから、今後ともより一層の自己救命策確保の指導・啓発及び漁船関係者に対する安全指導が必要である。
- 死者・行方不明者を伴う海難や海中転落は依然として沿岸部において多発していることから、ヘリコプターと機動救難士等が連携した迅速な現場進出、吊り上げ救助及び救急救命処置を講じながらの搬送が行える体制の拡充等により、沿岸海域における救助体制の更なる強化が必要である。

**(今後の取組の方向性)**

- 平成18年の死者・行方不明者数は、ここ数年減少傾向を維持している。
- 海難等の発生から2時間以内に情報入手する割合は7.0%台を保っており、また平成18年度のライフジャケット着用率は4.2%で平成17年より6%向上している。  
このように、施策の効果が現れてきていることから、これからも下記取組を継続してより一層推進していく。  
**海難情報等の早期入手  
ライフジャケット着用率の向上  
救助・救急体制の充実**

**平成19年度以降における新規の取組**

- 巡視艇の複数クルー制導入による海上保安体制の強化
- ヘリコプターの高速性等を活用した救助体制の充実強化を図るため、関空海上保安航空基地及び鹿児島航空基地の機動救難士を増員配置
- 一人乗り小型漁船のライフジャケット着用義務範囲拡大の周知徹底

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：海上保安庁警備救難部救難課（課長 木田 祐二）  
関係課：海事局安全基準課（課長 安藤 昇）  
海技資格課（課長 樺葉 伸一）

## 政策目標9 交通安全の確保

陸・海・空の交通に関する安全を確保するため、事故やテロ等の未然防止と被害軽減が図られること

### (34) 船舶交通の安全を確保する

ふくそう海域において、航路を閉塞するような大規模海難が発生した場合には、人命、財産、環境の損失といった大きな社会的ダメージを引き起こすだけでなく、海上物流を遮断し、我が国の経済を麻痺させるおそれがあることから、これら海難を未然に防止し、船舶交通の安全を確保していく必要がある。

業績指標：ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数 A - 2

目標値：0件（平成18年度以降毎年度）  
実績値：0件（平成18年度）  
初期値：0件（平成14年度）

#### 業績指標41：ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数

##### (指標の定義)

ふくそう海域において、一般船舶（全長50m以上）が通常航行する航路を閉塞、または閉塞するおそれがある海難であって、我が国の社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難の発生数  
ふくそう海域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港（海上交通安全法または港則法適用海域に限る。）

##### (目標値設定の考え方)

過去の実績として、平成9年に東京湾でダイヤモンドグレース号の事故が発生して以来ふくそう海域における大規模海難は発生しておらず、次年度以降も発生数0を目標とする。

##### (考えられる外部要因)

- ・マリンレジャーの進展等による海域利用の複雑化
- ・沿岸部の埋立等大規模プロジェクトの進展による可航水域の減少、航行形態の変化

##### (他の関係主体)

なし  
【社会資本整備重点計画第2章に記載あり】

過去の実績値の推移						(年度)
H13	H14	H15	H16	H17	H18	
0件	0件	0件	0件	0件	0件	

### 主な施策

#### 主な施策の概要

- A I Sを活用した次世代型航行支援システムの整備等（ ）  
予算額：航路標識整備事業費16.2億円（平成18年度）
- ・A I Sを活用した次世代型航行支援システムの整備  
A I S：船舶自動識別装置
- ・ふくそう海域における視認性、識別性及び誘目性に優れた高機能航路標識等の整備
- ・航行援助システムのIT化（沿岸域情報提供システムの整備）
- 海上交通法令の励行等の実施
- 海上交通センター等の的確な運用の継続
- 主要国際幹線航路の整備及び保全（ ）  
予算額：港湾整備事業費178億円（平成18年度）
- 浅瀬等の存在により船舶航行に支障のある国際幹線航路について、所定の幅員及び水深を確保するための浚渫等を行い、

ボトルネックを解消する。

(注) を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

- ・航路標識等の整備による海上交通環境の向上、巡視船艇による航法指導、海上交通センター等による的確な航行管制及び情報提供を実施したことにより、平成18年度においても大規模海難を未然に防止し、目標を達成した。

##### (施策の実施状況)

- A I Sを活用した次世代型航行支援システムの整備等
- ・A I Sを活用した次世代型航行支援システムを大阪湾海上交通センター及び港内交通管制室（東京湾）に整備した。
- ・平成18年7月から名古屋港海上交通センターにおいて、また、平成19年3月から来島海峡海上交通センターにおいてA I Sを活用した次世代型航行支援システムの運用を開始した。
- ・ふくそう海域における視認性、識別性及び誘目性に優れた高機能航路標識等29基の整備を実施した。
- ・平成19年3月から姫路海上保安部において沿岸域情報提供システム(M I C S)を整備し、安全情報の提供を開始した。

##### 海上交通法令の励行等の実施

- ・巡視船艇による航法指導等を実施した。

##### 海上交通センター等の的確な運用の継続

- ・海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供を継続して実施した。

##### 主要国際幹線航路の整備及び保全

- 船舶航行の安全性向上と安定的な海上輸送サービスの確保等を図るため、浅瀬等の存在により湾内航行に支障のある主要国際幹線航路の整備及び保全を行い、海上ハイウェイネットワークの構築を推進している。

#### 課題の特定と今後の取組の方向性

大規模海難の発生数0を維持しており、現在までに実施してきた施策が有効であったと評価できることからA - 2と評価した。

我が国の経済活動を支える船舶の海難を未然に防ぎ、人命、財産、環境を保護し、国民が安心して生活できる環境を確保していくことは普遍的な社会ニーズである。

特に船舶交通が集中するふくそう海域においては、社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難が発生する蓋然性が高い。

したがって、通航船舶の実態や海難の発生状況を調査・分析し、その結果を踏まえながら各施策を計画的に推進していくとともに、海上交通法令の励行、海上交通センターの的確な運用を中心に当該施策を継続して実施し、大規模海難の発生数0を維持する。

## 担当部局等

担当部局：海上保安庁交通部企画課（課長 尾関 良夫）

関係部局：港湾局計画課（課長 林田 博）

海上保安庁交通部安全課（課長 安達 徹）

計画運用課（課長 谷 義弘）

整備課（課長 今井 忠義）

**政策目標 10 海上における治安の確保**

海上における犯罪の危害から、生命、財産の安全の確保が図られること

**(44) 海上及び海上からのテロによる被害を防止する**

我が国沿岸部には、原子力発電所等、国民の生活に不可欠な重要施設が多く所在しており、これらの重要施設が海上からテロに狙われ、一度被害が発生すれば国民生活に計り知れない被害を及ぼすおそれがあるため、国民の生命・財産を脅かすテロ事案等への対応強化を図り、我が国の主権及び国民の安全の確保を図る必要がある。

**業績指標：海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数**

A - 2

**目標値：0件（平成18年度以降毎年度）  
実績値：0件（平成18年度）  
初期値：0件（平成14年度）**

**業績指標 56：海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数**

<b>(指標の定義)</b> 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数。
<b>(目標値設定の考え方)</b> 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数0を長期的に維持することを目的とする。
<b>(考えられる外部要因)</b> なし
<b>(他の関係主体)</b> なし

過去の実績値	(年度)			
H14	H15	H16	H17	H18
0	0	0	0	0

**主な施策**

**主な施策の概要**

不審船・テロ対応体制の強化  
不審船・テロ事案に係る現場対応に関する指示、関係機関との連絡調整・事案対応等を迅速確実に行うための体制整備等を図る。

テロへの警備警戒  
重点警備対象施設（臨海部の米軍施設、原子力発電所、臨海部の国際空港等）に対する巡視船艇・航空機による警備を図る。

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**  
**(指標の動向)**  
平成18年度における海上及び海上からのテロ活動による被害の発生はゼロであり、進捗状況としては順調であったが、これは実施した施策が効果的に機能したものと分析できる。今後も引き続き、いかなる事案にも対応できるように不審船事案・テロ事案等に対する対応体制の強化を図る必要がある。

**(施策の実施状況)**

- 不審船・テロ対応体制の強化
- 巡視船艇・航空機の装備の充実、船艇・航空機職員の技術向上、個人装備等の充実整備を図った。
- 国内外関係取締機関等との情報交換の推進、連携・協力の強化を図った。
- 第三管区海上保安本部にテロ対策等の公安情報収集分析体制の強化のため公安課を設置した。
- 「テロの未然防止に関する行動計画」に基づき、国際船舶・港湾保安法施行規則を改正し、船舶保安情報の通報項目に乗員・旅客名簿の事前提出を義務化し、SOLA S対応体制の強化を図った。
- 港湾保安委員会へ参画するとともに、港湾危機管理(担当)官を中心とした関係機関との連携強化を図った。
- 不審船対応を主目的とする巡視船を中心に不審船対応能力向上のため各種訓練を実施したほか、海上自衛隊との間でも共同訓練を実施し関係機関との連携を強化した。

**テロへの警備警戒**

- 警備実施等強化巡視船等の巡視船艇・航空機を配備し、警備実施、警衛・警護等を実施した。
- 重点警備対象施設（臨海部の米軍施設、原子力発電所、臨海部の国際空港等）に対する巡視船艇・航空機による警備を実施するとともに、海事関係者に対する不審物・不審者への警戒、不審情報の通報の徹底指導を行った。
- 政府方針に基づく海上阻止訓練への参加等P S Iへの取組みを行った。
- ゴールデンウィーク期間、夏期、年末年始といった旅客の往来が活発となる期間を重点に、旅客船・カーフェリーを対象とした警乗及び旅客ターミナルの警戒を行った。

**課題の特定と今後の取組の方向性**

業績指標は、海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数としてゼロであった。この結果は、当庁及び関係機関の施策が効果的に機能しているものであり、当庁が実施する巡視船艇・航空機による監視・警戒活動、国際船舶・港湾保安法による入港規制、公安情報の収集分析、不審船・工作船対策、警乗、旅客ターミナル警戒等の活動による成果が現れているものと分析し、A - 2と評価した。

海上におけるテロの未然防止に万全を期しているが、依然として全世界的にテロの脅威は存続しており、予断

を許さない状況である。

このため、「重点警備対象施設の警備」、「港湾危機管理体制の強化」、「不審船対応能力の整備・拡充」、「S O L A S 対応体制の強化」、「国際的なテロ対策への積極的な参画」を海上及び海上からのテロ対策の主軸業務とし、これらの業務を総合的かつ強力に推進していく。

### 平成 19 年度以降における新規の取組

- ・情報収集体制の充実強化（第十一管区情報調査室の設置）
- ・巡視艇の複数クルー制導入による海上保安体制の強化

### 担当部局等

海上保安庁警備救難部管理課（課長 佐藤 雄二）  
警備課（課長 鈴木 洋）

**政策目標 10 海上における治安の確保**

海上における犯罪の危害から生命、財産の安全の確保が図られること。

**(45) 海上ルートによる薬物・銃器の流入を阻止する。**

薬物・銃器の一般社会への浸透は、近年の大量押収にもかかわらず第3次覚せい剤乱用期に収束の兆しが見られない等、我が国の社会の安全・安定を根本から揺るがす大きな問題となっているが、国内で流通する薬物・銃器は全て海外から密輸入されたものである。このため、海上ルートによる我が国への流入を阻止し、密輸事犯の国際組織犯罪の摘発を図る必要がある。

**業績指標：薬物・銃器密輸事犯の摘発件数**

A - 2

目標値：22.0 件 / 年（平成 15 年～平成 19 年の平均）  
実績値：17.0 件 / 年（平成 14 年～平成 18 年の平均）  
初期値：20.6 件 / 年（平成 8 年～平成 12 年の平均）

**業績指標 57：薬物・銃器密輸事犯の摘発件数**

**(指標の定義)**

当該年を含む過去 5 年間ににおける薬物・銃器密輸事犯の摘発件数（海上保安庁関与分）の平均値をいう。

**(目標値設定の考え方)**

平成 12 年から過去 5 年間ににおいて、指標の最高値が 22.2 件であり、また初期値が 20.6 件であることを勘案し、22.0 件以上を当面の目標とする。

**(考えられる外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

財務省、警察庁、厚生労働省、法務省

過去の実績値 (暦年)				
( ) 内は、単年の摘発件数				
H14	H15	H16	H17	H18
19.0	19.2	17.0	15.6	17.0
(18)件	(17)件	(19)件	(9)件	(22)件

**主な施策**

**主な施策の概要**

情報収集・分析体制の強化

管区本部等の情報収集・分析体制の強化を図る。

内外の関係機関との連携強化

内外の関係機関と情報交換を実施するとともに、合同捜査を実施するなどし、連携の強化を図る。

監視取締体制の強化

薬物・銃器密輸事犯に関連する国・地域等から来航する船舶等に対する監視取締りを実施するとともに、巡視船艇、航空機の装備の充実を図る。

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**(指標の動向)**

・平成 18 年の実績値は 17.0 件となり、平成 17 年から 1.4 件増加し平成 16 年の実績値と同じ 17.0 件まで回復したが、目標値である 22.0 件を達成することは出来なかった。しかし、指標の要素である単年での薬物・銃器密輸事犯の摘発件数は国際刑事課が発足した平成 13 年

以降最多となる 22 件で前年より 13 件増加した。これは、情報収集・分析体制の強化等の施策が効果的に機能したものであると分析できる。また、この摘発件数の増加は、目標値の達成を期待できるものであることから、指標の進捗状況は順調であるといえる。今後も、上記の施策を継続し摘発件数の増加に努める必要がある。

**(施策の実施状況)**

情報収集・分析体制の強化

- ・本庁及び管区海上保安本部並びに国際組織犯罪対策基地等による情報収集・分析体制の強化及び機動的且つ広域的な捜査活動の実施
- ・警備情報システムの活用、高度化
- ・管内最新実態の把握及び新規情報収集のための巡回連絡の実施

内外の関係機関との連携強化

- ・相互訪問、人員派遣等による海外関係機関との協力関係の強化による情報交換ネットワークの強化を推進
- ・警察、税関等国内関係取締機関との定期情報交換、合同捜査の実施等連携の強化を推進
- ・国連薬物犯罪オフィス（UNODC）と協力して「海上薬物取締セミナー（MADLES2006）」を開催し、アジア各国の海上保安機関、薬物取締機関等と薬物情勢に関する情報交換及び海上取締りに関する技術移転の実施

監視取締体制の強化

- ・薬物・銃器等が流出するおそれの高い国から来航する船舶に対する重点的な監視取締りの実施
- ・国際取締官 20 名を増員し海上保安部等に配置
- ・薬物・銃器密輸事犯が発生するおそれの高い海域における巡視船艇・航空機を利用した厳重な監視・警戒の実施
- ・巡視船艇・航空機の装備の充実

**代表的な摘発事例**

**暴力団幹部等による北朝鮮船籍貨物船を利用した覚せい剤密輸入事件**

平成 18 年 5 月から 7 月までに、第八管区海上保安本部、境海上保安部、国際組織犯罪対策基地は警察、税関と合同で、暴力団幹部らが、平成 14 年、北朝鮮から覚せい剤数百キログラムを同国籍貨物船「TURUBONG 1」（298 トン、北朝鮮人 17 名乗組み）を使用して島根県松江市沖の洋上まで運搬させ、小型遊漁船を用いて瀬取りし、密輸入したとして、関与した暴力団幹部ら 9 名を覚せい剤取締法違反で逮捕した。

### **中国籍貨物船乗組員等に係る覚せい剤密輸入事件**

平成 18 年 9 月 29 日、第五管区海上保安本部、姫路海上保安署、国際組織犯罪対策基地は警察、税関と合同で姫路港に着岸した中国籍貨物船（2311 トン）を監視中、同船中国人船員がビニール袋を携帯して上陸、岸壁上において車両内の人物に手渡したのを認めたため、職務質問を実施し、覚せい剤 3kg を押収するとともに、同船中国人船員、車両に乗っていた中国人及び日本人を覚せい剤取締法違反で現行犯逮捕、その後の捜索で同船船内に隠匿された覚せい剤約 3kg を発見押収した。

### **課題の特定と今後の取組の方向性**

平成 18 年の業績指標の実績値は平成 17 年から増加し、平成 16 年の実績値と同じ 17.0 件まで回復した。平成 18 年の 17.0 件という実績値は目標値の 22.0 件には達していないが、平成 18 年単年では 22 件の薬物・銃器密輸事犯を摘発している。これは、実施した施策が効果的に機能したことによると分析できることから、A - 2 と評価した。しかしながら、我が国における薬物・銃器の密輸事犯の背後には、国際的な犯罪組織が介在しており、手口も巧妙化、潜在化し、依然として、摘発が困難な状況が続いている。このため、情報収集・分析体制の強化、内外の関係機関との連携強化、監視取締体制の強化の施策を引き続き強力に推進していく。

### **平成 19 年度における新規の取組**

- ・巡視艇の複数クルー制導入による海上保安体制の強化

### **担当課等（担当課長名等）**

海上保安庁警備救難部管理課（課長 佐藤 雄二）  
国際刑事課（課長 竹田 聡）